

孫文と「満州租借交渉」。「日中盟約案」再考 ——俞辛焞氏『辛亥革命期の中日外交史研究』によせて——

(日本女子大学) 久保田 文次

I. はじめに

南開大学教授俞辛焞氏が、『辛亥革命期の中日外交史研究』（東方書店、2002年）を出版された。この大作について私は『東方』2002年4月号に書評を発表した。ただ表記のテーマについては、多くの研究者が論議の対象としているので、より立ち入った紹介や検討が必要であったが、紙数の制約や雑誌の性格上差し控えねばならなかった。本誌からも書評の依頼を受けたので、この機会に、かねてからの私見を俞氏の大著への立ち入った書評を兼ねて展開してみたい。

なお本稿は研究史整理の意味があり、書評論文でもあるので、原文書の出典は一部を除き、先行研究からの再引用の形式として、煩瑣を避けた。同一文献の再引用も、注にある文献の番号と頁数を本文中に示したことをお断りしておきたい。

1912年1月から2月上旬にかけて、三井物産社員の森恪が発案して、革命政権援助の代償として、臨時大總統孫文に日本の「満州租借」を認めさせようとしたことがある。これに関する史料に最初言及されたのは山本四郎氏であった（①）。筆者は類似の交渉が1913年にあったという『森恪』の叙述を否定し、交渉があったとすれば、1912年のことであろうと述べた（②）。この交渉について本格的に研究された藤井昇三氏は、黃興から井上馨への援助要請を契機に益田孝の示唆で森恪が「満州租借」を発案し、1912年2月3日、南京で孫文・森会談が行われた経緯を明らかにされた。孫は援助後に租借交渉に応ずることに同意したが、革命政権が要求した2月9日までの1000万円の援助は実現せず、計画は流産に終わった。藤井

氏はさらに、孫の日本に対する幻想を指摘とともに、また租借実現のために必要なロシアとの調整は難航しただろうし、アメリカ・ドイツなどの列強も日本の「単独行動をそのまま黙認することはとても考えられず」、日本は列強の批判にさらされたであろうと指摘された（③145—146頁）。藤井氏のこの指摘の重要性を考えるのが本稿の目的である。

その後、楊天石氏は「孫中山与『租讓満州』問題」でこの「租借」交渉と孫の同意はたしかであると認められ、2月11日付で南京の森から益田に宛てて「十日以内ニ一千万円ヲ供給セラレンコトヲ請フ」と打電したこと、その後に黃興が日本へ行く予定であったことを井上馨文書から発見された（④）。楊氏はまた1915年の二十一箇条交渉時に日本留学中の高崇民が袁世凱打倒援助の代償として、東三省を日本に譲渡すると言う孫文の主張を直接聴いて、断固反対の意志を表明したことを紹介された。楊氏はさらに「孫中山与民国初年の輪船招商局借款」において、招商局借款と革命政権の財政難や租借交渉との関連を分析している（④『從帝政走向共和』）。

李吉奎氏は領土・主権を提供して帝国主義の援助を要求するのは動機の如何を問わず、正しい方法ではない、と孫文を批判された（⑤）。また、「井上は……退任した首相あるいは三井物産が革命党と密約を結んでも、もし政府の承認が得られなければ、法律的効力はなく、たとえ締結したとしても、国際的反対にあう可能性がある。いったん日露間の均衡を破壊すれば東北アジアの形勢が大きく動搖する可能性がある」ことは判っていたろうと述べ、日本政府の支持がなかったことを、

借款・租借が実現しなかった理由に挙げている(⑤325-326頁)。首肯すべき見解である。

俞辛焞氏の本書はこの問題についてどのようにあつかっているだろうか。俞氏は国立国会図書館・三井文庫等の原史料をきわめて慎重に吟味され、この交渉があったことはほぼ確実とみる。ただ孫文に租借承諾の明言があったかどうかについては判断を保留された。森恪から益田孝宛の電報に「孫は満州租借ヲ承知セリ」(①49頁, ③139頁)とある「承知」は知ったということであって「承諾」の意ではないともいわれる(233頁, 以下頁数のみの場合は俞氏の本書のそれを示す)。慎重な姿勢には敬服するが、この解釈では文意が通じない。森の電報をもとにした2月4日の益田より山県有朋宛書簡にあるように、「承諾せり」(①48頁)の意に解すべきであろう。ただ、交渉経過を詳細に伝えた森の書簡(③)は孫文が交渉には応じたが、租借を承諾したとは明示してはいないから俞氏の疑問は成立の余地もある。俞氏は孫が応諾した可能性は認め、この提案が日本側からなされたことをまずあばくべきであるといわれる。密約締結を先行させようとした日本側に対して、孫は借款の即時供与を主張して対立したことが、不成立の根本的原因であるとされた。さらに「数日内に日本がこのように巨額の借款を契約なしという条件下で提供するのは非現実的であったし」、交渉のために数日内に孫文・黃興が渡日するのも不可能であったと指摘する(235頁)。妥当な見解であろう。また当時、「日本はイギリスとの協調政策をとっていたため、イギリスとの協議とその承認或いは黙認を経ずに、列強に重大なショックを与えるこのような行動を単独におこなうことには無理があった」とも指摘する。

藤井昇三・俞辛焞・李吉奎の諸氏が共通して挙げられた日本の列強との協調政策を危うくするという難点は、交渉の途中から発生・判明したりしたのではなく、当初から存在し、認識されていた

はずである。とすれば、一民間人である森恪はともかくとして、この交渉を推進したといわれる山県有朋・井上馨・桂太郎の元老はこの重要問題を当初は認識しなかったのかという疑問が生ずる。交渉不成立は山県が「満州は日本の勢力範囲だから金をやって買い取る必要はない」と反対したからだといわれている(⑥402-403頁)。井上の反対で借款不成立となったとの説明もある。推進者とされた元老が反対者となることになるが、これら反対の論拠も当初から存在したはずであり、諸元老が、発案し推進したという理解に大きな疑問が生ずる。元老らは途中から反対にまわったと言うより、実は当初から熟議はなされず、本気で推進されなかつたのではないか。筆者はかねてから疑問をもっていたが、俞氏がこの交渉の非現実性を指摘されたことによって、問題の再検討が必要と考えるにいたった。

II.

租借・借款交渉の内容がどんなものであったか検討しないと、交渉結果が日本にとってどのくらい有利なのか、中国にとってどれほどの損失になるのかわからないし、実現可能性の程度を考えることはできない。原敬は1912年1月9日・10日に井上馨・益田孝の話を聞き、森等が「此機会に於いて東三省を我物となす事」、「革命党志を得ば東三省は我に割譲すべし」と発案したのであり、「彼より右様に申越したるにはあらず」と記している(⑦210-211頁)。しかし、1912年2月4日の益田より山県有朋宛書簡には「南満州租借之件」(①48頁)とがあるので、「南満州」における租借に関するものである。「南満州」における権益の拡大強化は日本の強い念願であったが、藤井・李・俞各氏の指摘されるように、最大の難点は日本が革命政権を支援すること、中国の革命政権とだけ交渉して満州に関する重大問題を単独で決定しようとしたことにある。

1911年10月24日の西園寺公望内閣の閣議決定「対清政策に関する件」は好機を捕捉して「満州問題の根本的解決」をするためには、「露国トノ歩調ヲ一ニシテ……出来ウル限り清国ノ感情ヲ融和シ……英國ニ対シテハ飽迄同盟条約ノ精神ヲ徹底スルコトニ努メ」、さらにはアメリカ・ドイツの了解を得ることをめざしていた。そして、「根本的解決ハ一ニ我ニ最モ有利ナル時機ノ到来ヲ待ツ」、「漸次我目的ヲ達セン」と(⑧356-357頁)，決定・実行の時期については慎重を期していた。11月2日，内田康哉外相は北京の伊集院彦吉公使に満州への出兵案に関して「少ナクトモ英國政府トノ間二十分打合ヲ了シ，万一如何ナル重大ナル結果ヲ生ズルモ，日英同盟之ニ当ル，ノ決心ヲ定ムルヲ要ス」との訓電を発していた(⑨759頁)。

列強とくにイギリス・ロシアとの協調を重視したのは、出兵論を主張した元老も同様である。山県有朋は「露国ト胸襟ヲ開キ誠意ヲ以慎重ニ協商ヲ遂ゲ」るとの意見であり、1912年1月14日の出兵意見書も「露国ト協商ノ主義ニ基キ目下ノ状態ヲ明晰ニ^(マヤ)商会シ……共働一致之政策ヲ採リ彼ヲシテ寸毫モ疑惑ヲ抱カシメザル方法ヲ講スル事尤モ緊要トス。英國ハ大体ニ於イテ既ニ同意シアレバ……別段異議ナカルヘシ」とロシアとの協調に細心に配慮すべきことを主張していた(⑨762頁)。桂太郎は1911年11・12月に西園寺首相や内田外相に対して「日英日露の間に充分意思之交換且歩調を同ふすること必要なる旨」や「英國との意見交換は目下之情況にては最も必要」なことを助言し、その旨を山県に報じている(⑩7-8頁)。桂は1912年9月にもロシアのサゾーノフ外相や加藤高明駐英大使に対して満州についても「東洋平和の基礎たる日英同盟の儀として存する事は寸刻も忘却を許さざるは申迄も無之次第」と述べていた(⑨498-499頁，⑩17頁)。井上馨はイギリス勢力範囲の華中で漢治萍公司の利権獲得に尽力した。しかし、それも対欧米協調の枠内のことであって、

「日英同盟ガアルカラ，更ニ露国ト親密提携シテ，露仏ノ関係ヨリ見テ日英露仏云フコトデ，支那ノ保全ヲナス」，「英・仏・露ト誠実ナル聯合團結ヲナシ，此基礎ヲ以テ，日本ハ支那ノ統一者ヲ懷柔セザルベカラズ」と主張していた。井上はフランス資本の導入に熱心であったから、第一次大戦期には日英同盟に加えてロシア・フランスとも同盟すべきだという意見であった(⑪354・368・377頁)。これらの主張が外交辞令ではなく、彼等の本心であったことは、これ等の内容がいわば同志に宛てて書かれていることからも明らかである。これほど強く対英露協調を主張する元老が、持論とまったく反対の冒険的な租借案を本気で推進するとは考え難い。

なお、俞辛焞氏は「山県・内田らにはこの時期に既にこのような〔満州國〕のようなかいいい國家を建てようとする狙いがあったといえよう」(207頁)と述べるが、これは書き過ぎであろう。

満州についてロシアとの協議の重要性はいうまでもないが、第二次桂内閣の外相小村寿太郎の閣議案「満州に関する対清諸問題解決方針決定の件」が言う「殊ニ今後帝国内外ノ經營ヲ遂行スルニ当リ外資ヲ得ルノ必要ハ益々急トナリ右供給ヲ得ルニ付テハ英國ヲ以テ其ノ首位ニ置カサルヘカラサルノ事実」(⑧310頁)があった。「實際、イギリスは満鉄社債を独占的に引き受けるを通じて日本の満州經營を資金面でも支えていた」(⑫260頁)。「漢治萍公司借款契約調印ニ付參百萬円相当英貨倫敦ニテ融通サレタキ件」が横浜正金銀行頭取代理山川勇木より、蔵相山本達雄・外相内田に要請された(⑬222頁)ことは、イギリスの勢力範囲へ進出するにもロンドン金融市場に依存しなければならなかった実情を示している。井上馨はフランス資本導入のために奔走していた(上述)。

対英協調維持とは言っても、俞氏も強調するようにイギリスの勢力範囲たる華中における利権獲得は、政府の奨励・承認を得ていた。招商局や漢

治萍公司の合弁・借款はその例である。これらは資金の一部を革命政権への財政援助に充てるものであって、租借案と共通の面がある。しかし、良く見ると、形式上も事実上も企業家の当事者間交渉が先行し、それを政府が奨励し承認する経緯を辿っている（④の坂本論文80頁参照）。ところが、租借交渉は革命政権への財政援助ばかりではなく、領土・主権が関わる問題であるから、民間の「冒険的企画ハ抑止シ難シ」（⑬193頁）と言うような政府の弁解は形式的にも通用しない。かならず政府が責任をもって決定し列強の了解を得なければならぬ問題であった。この点において租借交渉は普通の利権問題と決定的に異なる。

上述のように、当時の政府も元老も「満州問題の根本解決」にはとくにロシア・イギリスとの協調が不可欠であるという認識では完全に一致しており、内閣はもちろん、元老も森の冒険的計画を本気で推進したとは考えにくい。日英同盟を基軸とした対列強協調路線は「国是」であって、その転換には時間をかけて論議し、閣議はもちろん、元老会議・御前会議等を経て決定されなければならないはずである。そうした手順・手続きを踏んでいるうちには、革命政権が資金を必要としていた時期には間に合わない。革命勃発以来の政府の外交政策も全面的に否定されることになる。当時、元老が内閣に政策転換を強要したとすれば、内閣総辞職・政変は必至であろう。

なお、「満州」租借期限の延長については、山県の「第二対清政策」は「南満州一帯」に「大々的經營」を実施して、その実績・実力によって中国の返還論に対抗することを主張していた（⑨432-433頁）。1911年10月24日の閣議決定は「租借期限延長問題ハ」日本が要求の条約上の根拠をもつてるので「満州ニ関シテハ暫ク現状ヲ維持」すると決めていた（⑧356頁）。のち1913年、山本権兵衛内閣の時の「支那に関する外交政策の綱領」は領土獲得を意味する「満蒙解決論」を斥け、租

借の「期限問題ノ如キ之ヲ意ニ介シテ必ズシモ強テ予メ其延長ノ為齟齬スルコトナク、適當ナ機会ニ他ニ何等故障ヲ及ホサスシテ、永遠ニ我地位ニ付キ支那ノ明諾ヲ領シ得ル場合ハ兎毛角、然ラスンバ特ニ代償ヲ払ツテ之ヲ試ムル迄ノ要ヲ見ズ」（⑧370頁）としている。外務省政務局長阿部守太郎起草のこの綱領が山県の買収不要論と論拠を共通にしていることが注目される。期限延長は実力を背景とした強圧的外交によって実現できると考えられていたのである。山県の出兵論も「帝国政府の威力により内外人を安堵」させ（①44頁、⑨762頁）、自国の実力展開によって利権拡大のために列強から了解を得やすい条件を形成するのが主眼であり、「他人」の革命政権を援助してまで買い取る口約束は重要ではなかったと思われる。桂太郎は1912年にロシアのサゾーノフ外相に「清国事変以来日本ハ其ノ利害保護ノ為、満州ノ行政権ヲ引受ケル事ナクシテ満州ニ於ケル重要点ノ軍事的占領ヲ必要」と予想したこと述べ、「支那政府二代リテ満蒙一般行政ニ任ズルハ策ノ得タルモノニ非ズ。目下ノ処其必要毫モ之無ク」（⑨498頁）と租借地拡大にも否定的であった。

俞辛焞氏が詳細に論じているように日本は1915年の二十一箇条要求によって、関東州租借期限の延長を含む南満東蒙の利権を獲得した。この時は、イギリス・ロシアはヨーロッパの大戦に忙殺され、中国を顧みる余裕がなかったばかりか、東アジアの秩序維持を日本に依存していた。また、満州ばかりでなく、山東半島にも日本軍が展開していた。さらに袁世凱も革命派取締りの代償として、日本に利権を与えることを提起していた。これらの要因は時の外相加藤高明にとって「サイコロジカルモーメント」の到来となった。辛亥革命期にはそのような要因は存在していなかったと考えられる。山県等の積極論もこうした要因形成の前提条件としての実力・実績の蓄積をめざしたものであろう。

III.

この租借交渉の難点は、立案者が一民間人の森恪であって政府当局者でなかったことにもある。予備交渉にも政府からの授権のない森が「無責任者として」あたった（①48頁）。民間人の私的交渉を政府の政策に採用させるためには、そのための協議や時間が必要である。満州租借案は領土・主権にかかわる重要な問題であり、元老が関与しているから、提起されたとしたら、政府としても検討しなければなるまい。森の計画では孫文の交渉応諾後は、第一、2月9日までに三井や元老が送金を約束し、実行する、第二、革命政権が軍隊を安定させる、第三、孫文・黃興のうちいずれかが来日し、桂太郎と租借問題を協議決定する、という手順となっていた（③）。常識的には上記の第一段階以前に政府と協議すべきであろう。また第三段階でも、政府当局に政策として正式に決定させ、政府が交渉するか、政府が桂に授権するのが妥当である。国際協調を維持するためには、イギリス・ロシア駐在の大使にそれぞれの任国政府と交渉してそれぞれ了解を得なければならぬ。さらには、アメリカ・フランス・ドイツの了解も得ることが望ましい。原則的には相互に了解があるても、具体的な「懸案」解決までには、多くの時間が必要であった当時の外交交渉の実態からみれば、原則的にも具体的にも重大なこの問題を2月4日から9日までの期限内に解決するのはほとんど不可能であったと思われる。

1912年1月9日に計画を知らされた政府（内相原敬・外相内田康哉）の以後の対応を検討してみよう。「如此事は内閣の決議に依らざるべからざる」問題であり、三井が画策した大治鉄山を「彼我共同の事業」とすることも「内閣の同意なくしては賛否何とも言難き」事であった（⑦210頁）。大治を含む「漢治萍公司ノ合弁案」は1月12日の閣議で承認され決定された。しかしこの交渉はす

でに革命前から、企業の当事者間の協議が行われていた。閣議前に製鉄所長官・農商務大臣・外務省政務局長との事前協議があり、さらに外相・蔵相との協議を経ていた（⑬186頁）。ところが政治的・外交的にははるかに重要な「満州租借」案は、閣議で検討された証拠・形跡はまったくない。

俞辛焞氏は1月12日・16日の閣議で満蒙に関して「相当の解決」をすることが決定されたことは、「租借問題を先に提起したのは日本側であったことを立証する」（227頁）とされた。しかし12日には「東三省に対して相当の処置をなすべき時機と思ふに付き篤と廟議を尽くすべし」という原内相の発言に法相・海相が同意しただけで（⑦212頁），具体的なことは決定していない。孫文が租借交渉を応諾するのは2月3日であって、そのことは当然わかっていない。このころ孫は小川平吉に満蒙保全論を説いていたし、小川は政府にその状況を報告していた（後述）。満州における権益の拡大自体は内閣の基本方針であったが、その権益の中に、租借案が含まれていたという証拠はない。しかも「篤と廟議を尽くす」というように具体的な問題はいわば先送りとなったのである。

1月16日の閣議はロシアと協商して満蒙の勢力範囲分割をしたいという駐露大使本野一郎の具申を審議した。本野の本心は武力を行使しても実行するというものであった（⑨751頁）。しかし、閣議決定「第三回日露協約締結に関する件」は「帝国政府ガ適當ノ時機ニ至リ満州問題ノ相当解決ヲナスコトニ對シ敢テ異存ナキ旨内密ニ説示セシメ」，「解決ノ方法及ビ其ノ実行ノ時期ハ最モ周密ナル考慮ヲ要スル事項ナルヲ以テ……両国政府間ニ於テ篤ト協議ヲ遂ゲルノ必要」というものであった（⑧359－360頁）。即時断行案に対比して、時期・方法についてはきわめて慎重である。原は本野の強硬論を「満蒙地方問題を解決すべき問題を惹起する虞れあり」と理解し、「本野露政府と交渉中根本的解決即ち分割を意味する語を使用す

るは時機にあらざるに因り、相当の解決なる文字を使用せしむる事可と云ひ其事に決せり」(⑦212-213頁)と記している。原が西園寺・内田にくらべて、革命派に対しても柔軟で、利権獲得にも積極的であったことは、よく知られている。本野の主張も対露協調の枠組内の発想ではあったが、原や政府の方針は方法・時機・表現の各面においてすべて慎重なものとなった。俞辛焞氏は「日本はこの時期既に満州出兵・満州租借・満蒙独立運動等の対満政策を単独で推進していたために、ロシアとの交渉において満州問題を積極的に提起しようとせず」(241頁)と説明しているが、これらはいずれも日本政府によって抑制されていた。元老・陸軍当局・一部外交官が列強協調の枠内で提起した、より現実的な積極論が抑制されたのであるから、非当局者より冒険的提案が閣議で真剣に検討されたとは考え難い。

森恪は2月3日発電で、「漢治萍公司ト五百万円借款成立シタル故招商局ヲ担保トシテ日本郵船会社英独米ト一千万円交渉中ナリ、若シ五日以内ニ此借款成立ノ見込ナケレバ万事休ス……満州ノ件断行スル氣ナレバ、四日以内ニ一千万円貸スト電信セヨ」と要求した。6日に森は益田から「貴意満足……極力金策中」、「今日總理大臣と面会予定」との返電を受け取った(③139-140頁)。ところが、2月8日発の益田の電報は孫文らに対する同情を示してはいるが、租借実現の条件である一千万円供与の件にはなんら応答していない。それどころか、孫に対して袁世凱との妥協を勧告し、「井上侯ハ直接ニ返事スルヲ難シトス」(③140頁)と伝えた。革命政権の財政総長陳錦涛は9日に上海から、孫文・黄興に対し、井上が漢治萍公司・招商局借款に援助することを希望するが、「惟不便直接」だと森から伝えられた旨を報じている(⑭193頁)。

2月11日に森は益田に「支那新年前ニ一千万円ヲ手ニ入ルルコト絶対的ニ必要ナリ、……彼等ハ

満州租借ヲ承諾セルガ故ニ十日以内ニ一千万円ヲ供給セラレンコトヲ請フ。若シ之ヲ承諾セラルレバ黄興直ニ日本ニ赴キ秘密契約ヲ訂結スベシ」と打電している(④272頁)。旧暦正月前とあるので、「二月十一日」という書き込みは誤記であろう。これに対する返事は不明であるが、租借計画が失敗したことは明らかである。

森恪はとにかく使命を果たしたのであるから、あとはかねての計画どおり、三井の本社と井上が資金面の確認をし、元老から政府に正式な政策として採用させるだけになっていたはずである。このころ、国内情勢には政策の大転換を要するような大きな変化はなかった。中国では清朝滅亡が決定的となり、南北講和が進展していたが、これはすでに予想されていたことである。西園寺内閣は利権獲得への姿勢を強めながらも、実績を得られないでいた。元老・陸軍は出兵案が採用されず、内閣・海軍に対する憤慨を募らせていた。これらもいまさらのことではない。この計画が既定方針だったなら、それを挫折させるほどの情勢の変化や政策の転換は何一つ起こっていないのである。

俞辛焞・楊天石両氏が指摘するように、2月2日には三井物産が求めた漢治萍合弁案が成立し、6日には1000万円の招商局借款も孫文・黄興と日本郵船との間に仮契約が結ばれていた。これらの交渉は密約ではなく、世間にも知られていた。合弁交渉が成立した翌日、借款本契約成立の見込みが強まったこの時期に、同じ金額・同じ担保で、しかも三井が関係する借款がより冒険的な租借案とセットで、別に発議されるとは不思議である。2月11日発とされる電報で、森は「孫黃ノ見ル所ニヨレバ招商局借款ハ結着迄尚難関アリテ多クノ時日ヲ要スペク以テ頼ミトスル能ワズ」として「十日以内ニ一千万円供給セラレンコト」を要求した(④272頁)。これからみると、仮契約の借款が正式に成立するまでに、時間がかかるということが、原因のようである。しかし、このような問

題を1週間や10日くらいで解決するのは、同じくきわめて困難である。当時、株主間に売却案さえでていた招商局の借款も、国家的会社を担保にするというので、反対論が唱えられていた。租借案が世間に漏洩したら、借款仮契約自体も不成立となるのが決定的になるであろう。

注目すべきことは、1月末から2月上旬にかけて日本が獲得した利権や日本の単独行動に対する反対が中国の清朝政府・当該会社の株主ばかりではなく、革命派内部やイギリス・アメリカ・ドイツ等の列強から提起されてくるようになったことである。俞辛焞氏も指摘するように、1月26日、イギリス駐日大使マクドナルドは大倉組の蘇省鉄路公司借款は日本が採ってきた「嚴正不干涉ノ方針并ニ官革何レヘノ借款ヲモセサルノ方針ニ違背スル所ナキヤ」と質問し、31日にも同大使から異議があった。同じ時期にアメリカ・ロシアからも同様な質疑・抗議があった(164-166頁)。漢治萍公司・招商局についてもイギリスは2月5日「該借款金額ノ一部ハ革命軍ノ用ニ供セラルコト疑ナキ次第」なので「阻止」するよう要求してきた(170頁)。2月8日に、伊集院公使は漢治萍・招商局の「借款談近來ノ如ク世上ニ流布スルニ於テハ、表面ノ弁疎如何ニ拘ハラス、其ノ実帝国カ清国動乱ヲ機トシ駆抜ノ利権獲得ヲ試ミツツアル事実ハ掩フヘカラス」であるので、「大借款必至ニ備ヘ小規模借款抑制方」を進言した(13245-246頁)。後の善後借款への日本の参加のためには、列強の反感を買う借款は成立させないほうが良いと考えたのである。伊集院は7日にも曹汝霖の招商局借款への抗議を報告し、「支那人外国人ノ視聴ヲ惹キ若ハ神経ヲ刺激スル如キ行動ハ……成ルヘキタケ之ヲ避ケラル方可然」と進言していたが(13562頁)、櫻井良樹氏はこれが内閣の判断に大きく影響を与えたと推測されている(15185頁)。

『東京朝日新聞』は2月6日に西園寺邸で井上・桂の長時間の会談があり、7日には「井上侯

を始めとし、内田外相原内相牧野農相山本蔵相相会して、密議数刻に涉りたるが、其の内容は大倉組の借款引受、招商局借款契約、漢陽製鉄所、大治鉄山に関する日清合弁計画を中心として、満州に於ける騒乱問題も亦話題に上りたる由、昨日は内田外相より清国形勢に関する諸般の報告あり、結局清国に関する諸借款は諸外国の関係もありて、当分慎重なる態度を取ることに決したるやに聞く」と伝えている(2月9日付)。俞辛焞氏は2月8日発の伊集院および山座円次郎駐英臨時代理大使宛電報(防衛研究所文書)中から、内田外相がイギリス駐日大使に手交した「覚書」を発見された(170-171頁)。内容は「日本ノ招商局、漢治萍借款ニ対スル英大使ノ抗議ニ回答ノ件」(13211-213頁)の「別電」と同趣旨で、政府は日本郵船・日清汽船の主張を「諭止」するのは困難であると述べている。俞氏はこの「覚書」を「日本がイギリスと対抗・競争する固い決意を示した対英挑戦状でもある」(171頁)と理解する。しかし、この「覚書」には「帝国政府ハ本計画ヲ帮助セサルコトニ決シタルモ」との重要な語句が含まれている。同じ趣旨は「帝国官憲ニ於テ表面上何等獎励ヲ与ヘサルコトト相成居ル次第」、「帝国政府ニ於テハ当初ヨリ本件借款ヲ獎励セサル方針ヲ執リ来リタルモノナルモ」(13223・228頁)とくりかえされている。

俞氏も指摘されるように、招商局借款交渉はその後も進行し、政府の援助があった。しかし、その援助は「内密ニ」、「援助アリタキ」、「成ルヘク成立サセタキ」という程度のものであり、イギリスへの「挑戦状」とは程遠いものである。そして2月28日、上海総領事有吉明が借款中止を進言し、3月2日には内田外相は伊集院公使に借款中止を通告した(171-172頁)。伊集院・有吉の慎重論にもかかわらず、尽力してきた内田がこのように短期間で中止を決定したのは、実はこの件については、できるだけ努力はするが、イギリスとの正

面衝突は避けるという方針が内定していたからではないか。外国外交官に対する「表面ノ弁疎」としてではなく、自国外交官に「本計画ヲ帮助セサルコトニ決シ」との趣旨をくりかえし伝えたことは、この交渉に対する援助を慎重にする方向に働くであろう。とすれば、日本の行動に対する抗議が強まり、日本外交官も慎重論を具申した2月上旬に、朝日新聞の伝えたような、井上や外相・蔵相・農相の参加した相談が何らかの形で開かれ、借款についての論議が慎重で消極的な方向に向いた可能性は強いと思われる。とすれば、1000万円供与要請を無視した8日の益田電報はこのような政府・元老の論議の方向を踏まえて発せられたものであろう。なれば公然と進行中の借款問題に短時間で消極の方針が出されたことと、いずれにせよ森の要望が採用されなかつたことは、租借案自体を議論する時間的・心理的余裕がほとんどなかつたことを示唆する。

櫻井良樹氏は山県・陸軍の出兵案が内閣に「最終的に否定された」のは「二月四日から八日にかけてのこと」と推測される(⑮185頁)。2月8日、桂太郎が山県有朋への書簡で紹介したように、石本新六陸相は、「此際外国ヨリノ質疑モ有之、旁出兵困難ナルコト、一方議院ノ方モ此際費用ノ請求ヲナサバ議論百出……」との危惧が出兵断念の理由であると弁解している。9日、石本は山県にも「外国之関係并ニ支那人とノ折合ニ鑑ミ、…且議会之関係モ有之、……好時機ト見認難候間」(⑯45-46頁、⑯763頁)と同じ趣旨を伝えている。ここでも、外国・中国と「時機」に関する顧慮が大きな要素となっている。桂は山県に宛てて「政府自ラ動カザル次第如何ニモ致方無之候」と、寺内正毅に宛てて「如何トモ致方無之」(⑯46頁、⑯763-764頁)と憤慨するより他はなかつた。出兵断念の時期と借款に慎重になつた時期とは一致し、外国への顧慮も共通している。

1月に森恪が満州租借を発案したころ、孫文は、

日本の不干涉政策を説く小川平吉に対して、中国による満蒙保全論を説いていた。2月初めに孫が借款供与実行後の租借交渉応諾の意を表明した時には、仮契約が成立していた借款さえも、日本政府が実行させる可能性は減退していた。対英露協調の枠組内の出兵論さえ抑制した西園寺内閣の政策からみても、租借案は正式の政策として採択される公算はもともと非常に少なかつた。また政府当局がこの問題を論議した史料は残されていない。当時の駐中国公使伊集院彦吉の日記にもこの問題についてはまったく言及がない。伊集院は2月7日、曹汝霖が招商局借款に抗議した時、「右様のこと成立すべきとも思はれず」(⑯223頁)と答えている。外相が努力中の借款にさえ冷淡な伊集院が、租借案を上手に説明できたとは思えない。駐北京公使といえば、租借案が公然化した場合には、清朝政府や列強公使に日本の立場を説明しなければならない役職である。そこに租借案に関する情報がなんら届いていなかつたということは、政府内部でこの問題が真剣に論議されたことがないことを示唆する。

2月9日の日記に、原敬は「内田にも種々の内談は他より持込ありといふ」と記し、益田孝から実情を聞いた10日には中国革命派が功を焦っているという感想とともに「此機会に我商人及び浪人等種々の利益獲得を企て居るは事実にて、而して此企てには革命党の代表として在京するものも支那人根性を出して利益問題に奔り居るもの如し」と記している(⑯210-211頁)。森は「天下國家」のために考案したつもりだろうが、原は「此企て」を、普通一般の利権問題とみなして軽蔑感を隠さない。利権獲得をもっと積極的にいう原、井上と親しい原がこのように記したことは、この問題を国家の政策としては真剣に考慮しようとしたことを示唆する。

山県も1月15日、桂に対して、「猶孫逸仙より之陳情ニ付而ハ益田等関係致候由、併シ此策按ニ

ハ何等関係ヲ生候事無之」(①44頁)と、満州出兵案と租借案との関係を全面否定している。益田等の画策を「由」と伝聞のように記していることは、租借案に対して山県が冷淡であったことを物語る。井上にも言及しないことは、元老間で熟議されていないことを示唆する。また、桂が租借案の発案者だとしたら、自分の主張への賛同を求めたこの書簡で、山県がこのように書くのは非礼である。当時山県は出兵という自らの政策をもち、政府に圧力をかけていたが、実現しなかった。元老の筆頭・陸軍の大御所が陸軍当局と一致して出した提案が実現しなかったのである。対英露協調の枠内により「現実的」な自分の政策さえ実現できなかった山県に、他人が立案した、より冒険的な政策を、2月上旬の短時間内に実現させるのは無理である。

井上馨はこの交渉の契機となった人物であり、また三井と元老・政府との結節点となるべき人物である。1月9日に原に西園寺への伝言と黄興の書簡を託した以後の租借案に関する井上の言動は記録に見当たらない。井上は元老でもあるから、重要外交文書の回覧もしていたはずであり、政府当局に進言する資格はあったはずであるが、政府に圧力をかけた記録はみつかっていない。そして「吉報」到来の絶好機に計画を挫折させた。この点について宮崎滔天は、招商局借款が日本資本家との間に成立しようとしたが「井上馨侯によって打ち壊され、涙を呞んで袁世凱との妥協となり」と回想している。その理由として、「実業家仲間」が相談して話を進め、井上に事後承諾をさせる計画だったが、井上が「己に云はぬ」と言ったので破談となったという(②619頁)。資金面を担当した三井系の実業家が井上と熟議することなく、途中まで準備を進めたことが井上の逆鱗に触れたというのである。これが大体の真相であろう。井上は元老であり、対英露協調の重要性や政府の政策をよく承知していたから深入りを避けたのかもし

れない。ともあれ、井上の外見上の「豹変」は益田等三井の現場首脳と元老等との協議・連絡がきわめて不充分であったことを物語る。このことは、森が孫文に語った内容に誇張や「掛け値」があつたことを示す。ともあれ、井上を同意させることのできない計画に、他の元老や政府を同意させることは無理であっただろう。

森恪は計画を桂の内意を受けたものと称したが、桂は一貫して対英露協調を主張して政府にも注意を与えていたから、冒険的な租借案の積極的推進者と考えるのに困難がある。桂の内閣に対する不満も対英露協調の枠内で可能な積極策を実行しなかったことに向けられているのであって、租借案の不実行に対する不満は、一言も記録に残されていない。

益田孝は2月3日の孫文応諾の電報を受け取った後、山県に対して「右之事態最も大切にして御採否は篤と御協議、尚政府とも御商量被下速カニ彼ニ決答ヲ出候様に願上度と奉存候」(①49頁)と書いている。「吉報が來たので手筈どおりに政府に実行させて下さい」の趣旨ではなく、これから、「採否」を熟議してもらいたいと言う内容である。そして、実際はいまさら「篤と御協議」も、「政府とも御商量」もどうにもならない状況であった。

南京で森恪は孫文か黄興のうち一人が日本に来て桂と会見することを勧めた。その時には「軍艦ヲ廻航シ三池港ニ直航シ特別列車ニテ京都ニ至リ」、桂と会見するというのである(③134頁)。しかし、常識的には、租借のような重大交渉は政府当局が直接行うべきものである。政府が桂に授権・委任することも考えられるが、當時そんなことができる状況であれば、山県も桂もあれほど憤慨することはなかつた。軍艦が佐世保・呉の軍港か神戸・横浜のような大きな港へ着くのならともかく、三池に行くというのも不思議である。三井の施設があつて便宜が得られると考えたのであろ

うが、軍艦の寄港・要人の警護等によって新聞記者や世人の注意をひきやすい。さらに三池は宮崎滔天の故郷荒尾に接してもいる。より大きな問題は、政府の正式な政策として論議されていない冒険的計画のために、元老が軍艦を派遣させることができるかという問題である。当時の海軍は中国南方における利権獲得は希望していたが、海相斎藤実や実力者山本権兵衛は日英同盟堅持論者であり、「陸軍の満州出兵論は日英同盟を重視する山本や薩派の元老松方正義の支援を受けた、西園寺首相と内田康哉外相の反対の前にその実現を阻まれた」のであった(⑫268頁)。このような状況下で、非当局者の発案した租借交渉のための軍艦派遣を政府・海軍が認めるとは考えられない。

実は筆者が森書簡の内容に疑問をもったのは、自己の政策さえ実現させることができずに、ただ当局者でなかつたので「致し方なし」と憤慨しているだけの元老が、職掌外の軍艦の手配ができるのか、ということから始まった。いずれにせよ、森の計画には「掛値」・「はったり」の要素がかなり多いことは容易に考えられる。

以上検討したように、満州租借計画は、孫文が交渉応諾したという「吉報」をもたらされた2月はじめには、関与したと伝えられる元老でさえも、この計画を推進できる状況にはなかった。政府はもとよりこの計画を論議した形跡はなく、たとえ論議したとしても、より現実的な出兵論を抑制した政府がこの冒険的計画を是認する可能性はほとんどなかった。日本の行動に対する欧米や中国の不安も強くなっていた。桂が「『満州』出兵計画の挫折に引き続いて、『満州』権益拡張のための次善の方策として」租借交渉に着手したと言う見解もある(③126頁)。しかし、主体的条件も客観的条件も不利になりつつある時、はるかに冒険的な租借交渉に着手するのが、はたして「次善の方策」だろうか。民間人の発案で突然提起され、政府の熟議を経ない冒険的計画をきわめて短期間に

実現するのは、もともと無理であり、それに元老の反対があつては挫折するのも当然であった。

山県有朋の租借案反対の理由は当初から存在したのであるが、森恪は山県の革命反対の態度が一貫していたことに感心したという(⑥406頁)。山県が森の計画に冷淡であったのは明らかである。その山県が革命政権援助のための、借款・租借交渉計画に同意したと伝えられたのはなぜであろうか。万事に周到な注意を働かせた山県が、「革命党志を得ば」という場合にそなえて革命派の満州政策を打診する意味で交渉を試みることに同意したものであつて、現実的な政策としては賛成したのではないと推測したい。

以上、満州租借案は当時の日本の国是ともいるべき対英露協調を破壊し、西園寺内閣の政策にも諸元老の持論にも反するものであった。政府がこの案を本気で検討した形跡はない。元老も同様であるばかりか、元老の反対によって、租借案は実現しなかったとすれば、森恪が孫文に語ったという元老の内意・協議には事実とは異なった誇張や虚偽が多く含まれていると考えられる。

IV.

満州租借・借款交渉当時の中国革命政権の状況について、もう少し仔細に検討してみよう。

1911年12月29日、衆議院議員で西園寺内閣の与党立憲政友会所属の小川平吉は東京を出発して上海に向った。小川は孫文とは多年の友人であり、東亜同文会の幹事であった。1905年7月28日の「日記」には「内田良平・宮崎寅蔵・孫逸仙來訪す。孫は……革命成るに非ずんば日本決して満州を取る能はじ、漢人の革命を助くるは、日本の利なりと説く。之を青木子に紹介することを諾す」と記している(⑯245頁、⑰194頁)。孫が革命援助の代償としての満州における日本支配容認発言をしたことは、多くの日本人の回想に書かれている。この日記の記載は孫の発言の内容・時日を明

記した直接の史料として重要である。小川は後には、大陸侵略の積極派として知られるようになるが、当時は革命に同情を表し、「邦人の生命、財産及び帝国利権の保護」の場合を除いては、「理由なき干渉……無謀の出兵」や「火事場泥棒的態度」に反対していた。そうした行為が「支那分割の問題を誘致し……清国領土保全の主義も……覆り」、日本の存立にも危険となるからである（⑯）。

小川は「我が党内閣の外務大臣であった」内田康哉とも親交があり、「毎日の如くに会見」して情報・意見を交換していた（「支那革命」⑯583頁）。そして、首相が元老の出兵論を退けたことや、12月下旬の閣議・元老会議の決定と非出兵・不干渉政策を首相・外相から聞いてから訪中した。この経過は「日本政府の支那革命不干渉に関する方針決定顛末と予の関係概要」に記されている。小川はこの文章について南京で「明治四十五年一月七日夜……深更まで談義したる際漢訳を孫文・黃興二氏に交付す。二氏大いに喜ぶ」と注記している（⑯577頁）。中国中山市の孫中山故居所蔵の史料集には1912年1月の「某日人函」が収められ、「東亜同文書院用紙」に書き込まれていること、漢文の用法が中国語の語法と合致していないと説明している（⑯454頁）が、その内容は小川の前記文章とまったく同じである。1912年1月上旬に小川が上海もしくは南京にいたことは、宮崎滔天が友人と連名で小川に宛てた書簡（⑯331頁）でもわかる。この記録によると、小川は革命への強い同情の意を表明し、政府の立憲君主制支持策も武力干渉までには至らないと説明した。そして西園寺が元老らの「干渉論者に対して干渉の極は国を賭して戦はざるべからざるの危険」を「反復説示」して退けた旨を述べた（⑯578頁）。こうして、小川は12月に発表した自己の論文の趣旨をも援用して、元老に屈しない西園寺内閣の「不干渉主義」を力説強調したのであった。

満州を日本に任せても良いという孫文の意見を

聞いていた小川は、その件について孫の意見を聞いてみようとしたが、彼らの「其の考へが變つて居ると云うことがありありと看取された。」（「支那問題」⑯584頁）と回想する。1912年3月の論文では孫文・黃興と会見の際、「彼等は露國に蒙古占領の意思ある事、並びに日本の方を藉りて露國の野心を抑へんと欲するの希望を繰返し、且つ満蒙回藏の四族とも共和政府の力を以て充分完全に統一することを得る旨を縷述し、暗に満州保全の意を漏らしたことあり」（⑯5頁）と述べる。この会談で孫文は日本の力を利用しようとは述べたが、満蒙を保全する意を示して、小川に質問の余地を与えなかったのである。小川は1月中旬ころ帰国したが、訪中の結果は「政府にも委細伝達」した（「支那革命」⑯585頁）。

当時、革命派の有力者宋教仁が臨時政府の「遣日全権代表」として訪日することが内定していた。これについて、2月3日の北輝次郎（一輝）の内田良平宛電報は「宋教仁、既に大總統の委任、參議院の決議に由りて遣日全権代表たり、事苟しくも日本に関するものは全然宋教仁に聞き、孫逸仙深く傾倒して全権を委す」（⑯201頁）と述べている。孫文嫌いの北の言であるが、虚言とは思えない。宋は2月19日、日本的一部軍人や浪人が画策した満州における蒙古王公の「独立」騒動に関して、「貴国政府の責任者より満州独立の宣言が貴國の好む所に非ざる事を弊國の輿論に普及するが如き方法を以て言明せられんことを希望す」と内田に打電した（⑯204頁）。小川平吉はこれを「南京政府の苦境」と題して雑誌『日本及び日本人』（1912年3月12日号）に紹介している。小川や北・宋教仁等の言動から見ても、当時の孫文・黃興が満州の領土保全を考えていたことが判明する。

それでは、孫文は当時の日本の政治情勢についてどの程度の判断をしていたのだろうか。日本には憲法・議会があり、内閣が政治を担当している

が、元老・軍部の権勢が強くて、内閣の存立や政策にも影響を与えることもあるという程度は理解していただろう。また、「民党」の勢力が次第に伸長してきたことにも期待していた。革命に対しては、元老・官僚・軍部は反対であり、「民党」は同情的であるとも、理解していた。1911年9月27日、宮崎滔天は孫文への書簡で、桂内閣から西園寺内閣への交代に関する犬養毅・古賀廉造（内務省警保局長）の所感を伝えている。犬養は内閣交代による対革命派政策の転換については「悲観的」であったが、「西侯の頭脳は桂に比べれば文明的だ」と語った。古賀は孫文に同情的で、その趣旨の意見を西園寺に提出したが「西侯の意見も鄙見とあまり遠くはないと思われる」と「樂觀的」だったという（14452頁）。滔天はもちろん、新内閣の革命派政策改善のため努力すると誓っている。この通信は孫に新内閣への期待感を抱かせたであろう。

革命勃発後に孫文は、小川平吉から内閣が元老に抗して不干渉政策を継続していることを聞いた。革命政権はすでに何天炯を代表として日本に派遣しており、小川は訪中前から、何を通じて不干渉政策を黄興に知らせていた（18579頁）。しかし、友人である与党議員が首相・外相と熟談してからの話にはかなりの説得を感じたと思われる。1月21日には犬養毅が孫文に日本政府が不干渉政策に決定したから、袁世凱と妥協しないようにと勧告する電報を発している（14453頁）。このように、孫文と以前から親しい日本の友人はみな、西園寺内閣の不干渉政策を強調していた。森恪は交渉の際、政府当局者についてはまったく言及せず、山県・井上の好意と「桂公の内意」を伝えただけである。したがって、孫文はこの計画が西園寺内閣本来の政策ではないことを理解できたはずである。孫文は内閣と元老との矛盾や租借案実現の困難さを知っていた上で、当面の借款獲得の方を優先した可能性は充分に考えられるのである。

注目すべきことは益田孝が一面では、孫文より民族主義的だといわれる宋教仁と内田良平・元老との連絡役となっていた（22334-335頁）ことである。内田はまた三井と革命政権との借款の媒介役もしていた。宋教仁の満蒙独立騒動に対する抗議もこうした回路や小川平吉の努力によって日本人に伝えられた。益田や彼を使用した井上等も多面的な情報を集め多面的な活動を展開していたと考えられるので、孫文方面についてもそうした側面を検討すべきであろう。益田孝・森恪が「駆け引き」・誇張や「掛値」をもって孫文との交渉にあたったのは明らかである。孫文の方でも、「駆け引き」的対応をしたことは充分に考えられる。

V. 終わりに

満州租借交渉は当初から不成立に終わるべき事情があった。日本政府がこれを推進したとは考えられない。では日本人も中国の孫文側も、もともと無理な交渉をなぜ行ったのであろうか。またこの交渉は双方にとって無意義であつただろうか。もともとこの計画は、イギリスの勢力範囲内の華中での利権獲得に奔走していた三井物産の森が、益田の示唆で租借案を追加したことに始まる。三井にとって本来の、また当面の目的は華中にあつたはずで、革命派の権力の弱い満州・将来の満州における利権ではなかつたはずである。そして、租借案と抱き合せではあるけれど、途中までは話を進行させたことは無意義ではないだろう。革命派の成功はすでに危ぶまれてはいたが、将来復活する可能性があり、革命派の勢力が南方に強いことを考えると、革命派の最高首脳と面識を得、三井の好印象を与えたことは今後の活動にも有利と思われたであろう。民族主義を鼓吹し民族主義の波に乗って政権を樹立した革命派も、条件・状況によっては中国の主権・領土の一部を犠牲とする交渉に応ずることがあるということも認識したであろう。

中国革命派にとっては、政権・軍隊を維持するためには、資金が必要であった。すでに、袁世凱との妥協は大勢となっていたが、袁の独裁を牽制するためにも革命派の影響力を保持して新体制へ移行しようとしていた。借款の獲得も宋教仁の日本派遣策もそのためであり、できるだけ日本の好意を得ようと努力していた。もちろん、借款による北伐再興への起死回生の策もあったかも知れない。こうした中で、従来、革命に冷淡であった日本の政府・元老・財閥も、条件と状況によっては利用する意味で革命派を援助する可能性があることをより強く認識しただろう。

1913年の孫文来日は桂内閣が決定したものであり（⑩30頁），俞辛焞氏が本書で述べるように、この時桂と会談した孫は桂を高く評価するようになった。租借交渉時に森が語った桂の「内意」も、桂に対する好印象形成の一因となったことも考えられる（⑩15頁）。また俞辛焞氏は1913年の日本亡命後の孫文が三井の益田孝・山本条太郎・森恪と何回か会談したことを明らかにしている（471・473頁等）。孫も三井側もそれぞれ利用できる対象としての意識を共有していたからであろう。この意識も1912年の双方の接触の中で形成されたものであろう。

孫文は日本利用策をとり、対日幻想を抱いていた時、革命援助の代償として満州を日本に任せても良いとの発言を繰り返していた。そうである以上、日本人からの租借交渉要求を応諾するのは、不思議ではない。こうした孫文の構想や実際行動の限界が批判されるのは当然である。一方ではまた、こうした構想・行動の現実的な意義についても、さらに多面的な分析がなされねばならない。本稿はこうした分析のための試論として、1912年の満州租借交渉—実際には俞氏の言うような借款交渉—は、現実的には当初から実現可能性のきわめて少ないものであったと論じた。

ところで孫文が1915年2月に日本人との間に結

んだ「日中盟約」（日文）・「中日盟約」（中文）と3月の外務省政務局長小池張造宛書簡が二十一箇条要求の内容と大差のない中国の主権・領土を犠牲にする条項を含んでいることから、学界でも大きな論議的となっている。この史料を最初に発見・分析され、その真実性を認めたのも藤井昇三氏であった（㉓）。その後、松本英紀氏も真実性を認めたが、台湾の陳在俊氏は日本人による偽造説を唱えている。詳細は俞氏の本書や黄彦氏等の文を参照されたい（㉔）。俞辛焞氏はこれら文書の署名・印章・用語等について吟味を行い、また外交史料館所蔵「孫文の動静」によって関連人物の状況を分析した結果、偽造説にはたたないが、本物説にも与せず、態度を保留された（629-647頁）。俞氏や陳在俊氏の丹念な作業と慎重な態度は敬服に値するが、署名・印章等だけで状況証拠を完全に否定することは困難であり、藤井氏も反論している。

この状況において黄彦氏等廣東の孫文研究者が2000年に座談会を開き、出版準備中の『孫文全集』にこれら文書を収録するかどうかという問題を討論した。張磊・李吉奎・林家有・桑兵・段雲章・邱捷等の諸氏が発言したが、偽造説の方に説得力があるという余齊昭氏を除けば、大半は本物説か本物の可能性が高いと言う説であった。まだ未解明の点が残されており、論議も続いているので、『孫文全集』には付録として収録するのが適当だというのが大勢である。小池局長宛の署名には疑問を呈する発言もあり、この点については筆者自身も同感ではあるが、書簡の本体は孫文の当時の戦略・戦術と思考方法と大体において合致している。盟約案とともに本物としてとりあつかう方が良いというのが、筆者の考え方であるので、座談会の方向は妥当なものであると思う。

座談会のなかでは、孫文の対日姿勢を錯誤・限界として批判する見解から、戦略・戦術的見地からの一選択として把握すべきだと言う見解まで、

多様な意見が開陳された。孫文はヨッフェとの共同宣言においても、中国の主権を犠牲にする内容を認めているという趣旨の指摘もあった。また、偉大な革命家としてのイメージをそこなうものではないという趣旨の発言も多い。多様で柔軟な意見がだされたことに筆者は感銘している。筆者は孫文の日本利用策・対日依存策を彼の「アキレス腱」として位置づけつつも、現実的な戦略・戦術としても理解すべきであると考えてきたので、この座談会での発言には同感したり、示唆を受けたことが多い。

カブルがイタリア統一のため、サヴォイ王家発祥の地ニースをフランスに割譲したこと、レーニンが革命の利益のためにウクライナなど広大な国土をドイツに譲ったブレストリトフスク条約を結んだことは有名である。レーニンは1920年、アメリカの資本家の提案を受けて、アルハンゲリスクの森林、バクーやカムチャツカの油田の利権を外国企業に「賃貸」つまり租借させる構想を披露し、法令を定めた。レーニンは利権供与によって、政治的には日本・アメリカ等帝国主義国の矛盾を拡大させることをめざしたが、「経済的にもっとも弱い国の……発展をはやめる」ためには「ブルジョア資本の助けによるほかはない」とも考えたからである。利権地帯は「将棋盤状」に、つまり縞模様風に区画・配置され、隣接地域のロシア人は外国企業の「技術をまなぶ」、「模範企業の組織の仕方を彼らから学びとる」ことが期待された(25436-437・463頁等)。旧ソ連がカムチャツカ・サハリン(北樺太)の漁業・石油の利権を1945年まで日本に与えていたことも知られている。

毛沢東が結んだ中ソ友好相互援助条約に付随した協定では、東北・新疆におけるソ連の特権を認めていた。中華人民共和国が長期にわたってイギリス・ポルトガルの香港・澳門の支配継続を事实上容認し、それによって利益も得ていたことは、

現在では明らかである。「改革開放」政策による経済特区の創設の効果などをあわせ考えると、孫文の日本利用戦略・戦術も「アキレス腱」=欠点・弱点としてばかりではなく、もっと現実的な政策、あるいは理想主義的な経済思想として検討しても良いと思われる。俞辛焞氏が本書の中で孫文の考えを対外経済開放の点で評価しているのもうなずける。

筆者は俞辛焞氏の本書によって満州租借・借款交渉の問題点を立ち入って検討する機縁を与えられた。今後は孫文の国際経済関係の構想についても考えていきたいと考えるようになった。そして、孫文・宮崎滔天・萱野長知あるいは辛亥革命期の北一輝が構想した「日中同盟」・「日中提携」とはなんであったのか考えても見たい。俞氏の学恩に深く感謝するとともに、俞氏の健康が全面的に回復され、我々に教示を与える日の近からんことを祈る。

[参考文献]

- ①山本四郎「辛亥革命と日本の動向」(『史林』49卷1号, 1966年)。
- ②久保田文次「孫文のいわゆる『満蒙讓与論』について」(中嶋敏先生古希記念事業会『中嶋敏先生古希記念論集』下巻, 汲古書院発売, 1981年)。
- ③藤井昇三「孫文の対日態度；辛亥革命期『満州』租借問題を中心に」(石川忠雄教授還暦記念論文集編集委員会『現代中国と世界；その政治的展開』慶應通信, 1982年)。
- ④楊天石「孫中山与『租讓満州』問題」(楊『尋求歴史的謎底；近代中国の政治与人物』首都師範大学出版社, 1993年。楊『從帝政走向共和；辛亥革命前後史事』社会科学文献出版社, 2002年, にも収録)。なお, 坂本雅子「明治末期对中国借款と三井物産」(原朗編『近代日本の経済と政治』山川出版社, 1986年参照)。

- ⑤李吉奎『孫中山与日本』廣東人民出版社, 1996年。
- ⑥山浦貫一『森恪』高山書院, 1941年。
- ⑦原敬著, 原奎一郎編『原敬日記』第3卷, 福村出版, 1965年, 17・19頁。
- ⑧外務省編纂『日本外交年表並主要文書; 1840—1945』上巻, 原書房, 1965年。
- ⑨角田順『満州問題と国防方針』原書房, 1967年。
- ⑩櫻井良樹「立憲同志会の創設と辛亥革命後の対中政策」(『史学雑誌』103編2号, 1994年)。
- ⑪井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第五巻, 原書房復刻, 1968年。
- ⑫小林道彦『日本の大陸政策; 1895—1914; 桂太郎と後藤新平』南窓社, 1996年。
- ⑬外務省編『日本外交文書; 第四十四巻第四十五巻別冊・清国事変』日本国際連合協会, 1961年。
- ⑭黃彥・李伯新選編『孫中山蔵档選編; 辛亥革命前後』新華書店, 1986年。
- ⑮櫻井良樹「辛亥革命時における日本陸軍の北清・満州出兵計画」(黒沢文貴・斎藤聖二・櫻井良樹編『国際環境のなかの近代日本』芙蓉書房, 2001年)。
- ⑯尚友俱楽部他編『伊集院彦吉関係文書; 第一巻 辛亥革命期』尚友俱楽部, 1996年。
- ⑰崎村義郎著, 久保田文次編『萱野長知研究』高知市民図書館, 1996年。
- ⑱小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書1』みすず書房, 1973年。
- ⑲小川平吉「対清政策」(『政友』136号, 1911年12月20日)。
- ⑳宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集』第五巻, 平凡社, 1976年。
- ㉑小川平吉「外交と言論」(『政友』139号, 1912年3月20日)。
- ㉒「辛亥革命に関する来電」(内田良平文書研究会編『内田良平関係文書; 第1巻 書簡・電報・関係文書』芙蓉書房, 1994年)。
- ㉓藤井昇三『孫文の研究; とくに民族主義理論の発展を中心として』勁草書房, 1966年, 同「二十一ヵ条要求時期の孫文と『中日盟約』」(市古教授退官記念論叢編集委員会編『論集 近代中国研究』山川出版社, 1981年)。
- ㉔黃彥等「廣東学者討論『中日盟約』真偽問題座談会紀要」林家有・高橋強編『理想・道徳・大同; 孫中山与世界和平國際學術討論会論文集』中山大学出版社, 2001年。
- ㉕レーニン「ロシア共産党(ボ) モスクワ党组织細胞書記会議での演説」・「ロシア共産党(ボ) モスクワ組織の活動分子の会合での演説」(マルクス=レーニン主義研究所レーニン全集刊行委員会訳『レーニン全集』第31巻, 大月書店, 1959年)。

以上の文献の他, 白井勝美『日本と中国; 大正時代』原書房, 1972年, 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会 1978年, からは多くの教示を得た。